

山形広域環境事務組合長期継続契約を
締結することができる契約を定める条例

〔平成 19 年 3 月〕
山広環条例第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）
第 167 条の 17 の規定に基づき、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条
の 3 に規定する契約（以下「長期継続契約」という。）を締結することができる契約を定
めるものとする。

(長期継続契約を締結することができる契約)

第 2 条 政令第 167 条の 17 に規定する条例で定める契約は、次に掲げるものとする。

- (1) 物品を借り入れる契約で、商慣習上複数年度にわたり契約を締結することが一般的
であるもの
- (2) 役務の提供を受ける契約で、毎年度継続的に当該役務の提供を受ける必要があるも
の

附 則

この条例は、公布の日から施行する。